

取引先調達ガイドライン解説書の目的

解説書の目的

当社グループは、お客さまのサプライチェーンの一端を担う企業グループとしての社会的責任を、「商船三井グループ調達基本方針」として明文化しています。また、調達基本方針に基づき、お取引先の皆さまにご協力いただきたい事項を「取引先調達ガイドライン」（以下、本ガイドライン）として制定しております。

当資料は、本ガイドラインに定める事項の具体的な取り組み例をまとめた解説書となります。お取引先の皆さまには、当資料にて本ガイドラインに対するご理解を深めていただくとともに、サプライチェーン全体への展開を含めた、お取り組みの推進をお願い申し上げます。

取引先調達ガイドライン（項目一覧）

1. 環境

2. 健康・安全

3. 人権

4. 製品の品質・安全性

5. 法令順守・腐敗防止

6. 情報管理及び知的財産の保護

7. ステークホルダーとの良好な関係構築

ガイドライン事項と具体的な取り組み例 –1.環境 (1/3) –

ガイドライン事項

温室効果ガス排出量の管理

温室効果ガス排出量を把握し、削減に向けた取組を推進することで、気候変動による影響を低減する。

生物多様性の保全

事業活動が生態系に与える影響を検討・把握し、生物多様性の保全に努める。

大気汚染物質の管理

大気汚染をもたらす有害物質を特定し、その排出を防止する。

具体的な取り組み例

- ✓ Scope1、2の排出量を算定する
- ✓ 排出量削減に向け、定量的な自主目標を設定する
- ✓ 再生可能エネルギーの利用に努め、温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組む

- ✓ 事業活動による直接的な影響のほか、原材料調達を通じた環境や生態系、生物多様性への間接的な影響も考慮する
- ✓ 事業活動及び原材料生産地域の状況把握に努め、環境を損なうことが無いよう、整備・維持を図る
- ✓ サプライチェーン上の関係者とも連携・協力する

- ✓ 大気汚染をもたらす有害物質を適切に管理し、地域社会への影響を最小化するとともに、環境汚染の防止に努める
- ✓ 事業活動を行う地域での法令や規則の遵守のほか、必要に応じて環境への影響に関する自主基準を設け、更なる改善を図る

ガイドライン事項と具体的な取り組み例 –1.環境 (2/3) –

ガイドライン事項

化学物質の管理

各国・地域の法令等で指定された化学物質を安全に管理する。

資源・エネルギーの持続可能な利用

持続可能な資源及びエネルギーの利用に向け、消費量を管理し、削減に向けた取組を推進する。

廃棄物の管理

廃棄物を管理し、その削減及びリサイクルの推進と、適切な処分に努める。

具体的な取り組み例

- ✓ 環境汚染防止の観点から、化学物質が環境に悪影響を与えるリスクを抑制するように努める
- ✓ 健康被害防止の観点から、化学物質に係る規制等の最新情報を把握し、管理システムに反映できる体制を構築する

- ✓ あらゆる資源の持続的な利用に向け、省資源・省エネルギーについて自主目標を設定し、実施状況の監視を行うとともに、効率化を図る

- ✓ 事業活動を通じて発生した廃棄物は、リサイクルや再資源化を通じ、環境保全に努める
- ✓ 定量的な削減目標を設定する
- ✓ 廃棄物の区分や種類を把握し、所在国の法令や規則に従い、適切に処理する

ガイドライン事項と具体的な取り組み例 –1.環境 (3/3) –

ガイドライン事項

水資源の管理

取水・排水を管理し、水使用量の削減及び水資源の汚染防止に努める。

環境マネジメントシステムの構築

環境マネジメントシステムを構築し、環境保全に向けて継続的な改善活動に努める。

環境法令の遵守

各国・地域の環境法令を遵守するとともに、社会規範に則り、より高度な基準を満たすよう努める。

具体的な取り組み例

- ✓ 節水等の定量的な自主目標を設定する
- ✓ 水源も含めて地域社会への負の影響（水質悪化、地下水の塩水化など）を最小化するとともに、環境汚染の防止に努める

- ✓ 事業の規模と範囲に応じ環境に関する方針や目標、及び運用プロセスを定めるとともに、責任と権限を明確化した体制を構築する
- ✓ 環境目標を達成するための計画を策定・実行し、パフォーマンス評価を行い、継続的な改善（PDCAプロセス）に努める
（例：国際規格のISO14001）

- ✓ 排水、排気、廃棄物等に係る所在国の法令等を順守する
- ✓ 必要な許可、認可、免許の取得または届出を行う

ガイドライン事項と具体的な取り組み例 -2.健康・安全-

ガイドライン事項

労働安全衛生管理

各国・地域の法令を遵守し、安全と衛生が確保された職場環境の維持・向上と、労働災害を防止する。

緊急事態への準備と対応

テロや自然災害等の緊急事態に備え、事業継続計画の策定と組織的対応力の強化に努める。

感染症への準備と対応

従業員の感染症への罹患に備え、予防・蔓延防止の計画策定と適切な実施に努める。

具体的な取り組み例

- ✓ 労働安全衛生に関する方針を整備し、事業における労働安全衛生上のリスクの把握と改善に努める
- ✓ 従業員に対し、労働安全衛生に係るトレーニングを提供する
- ✓ 使用する機械・設備の定期検査・維持管理を行う
- ✓ 危険な箇所には安全装置の設置や、防護具の着用を行う

- ✓ 緊急事態が発生した場合の事業継続レベルを設定する
- ✓ 緊急時の業務マニュアルを整備し、従業員に対し継続的な教育・訓練を行い、優先すべき主要業務を継続できるよう、準備を行う

- ✓ 感染症の流行を想定し、業務の優先度を取り決める
- ✓ 業務可能な人員が大幅に減少した場合でも、生産への影響を最小限に留めるよう、優先業務の行動計画の策定を進める

ガイドライン事項と具体的な取り組み例 -3.人権 (1/3) -

ガイドライン事項

差別禁止

人種、民族、国籍、出身、信条、宗教、性別、性自認、性的指向、年齢、心身の障がい、婚姻状況、所属政党、組合への加入状況、その他社会的身分による、あらゆる差別を禁止する。

非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、身体的・精神的な虐待・強制、各種ハラスメントや、誹謗中傷により個人の尊厳を傷つける、または不快な職場環境を生み出す行為を禁止する。また、体罰及びあらゆる不当な懲戒慣行を禁止し、懲戒等を行う場合には、従業員に事前に周知された方針や手続き方法に基づき、適切に運用する。

具体的な取り組み例

- ✓ 採用・昇進・報酬・研修受講などの機会や処遇で、性別をはじめいかなる要素による差別も行わない
- ✓ 男女共に、育児（出産）休暇を取得しやすい制度・環境を整える

- ✓ 人権方針などを策定し、従業員を含む関係者に対し、人権尊重に関する方針や考え方を示す
- ✓ 従業員を含む関係者に対し、人権課題、人権の尊重に関する国際的動向等についての研修・教育の機会を提供する
- ✓ 各種ハラスメント、虐待、体罰、精神的強要、暴言などの非人道的扱いの撤廃に向け、関連方針等の策定、リスクの把握、研修・教育の機会を提供する

👉 当社グループでは、「商船三井グループ人権方針」を別途定めており商船三井グループの事業活動に関連する、全てのビジネスパートナーの皆様にも、本方針を支持していただくことを期待しております。詳しくは[こちら](#)をご確認ください

ガイドライン事項と具体的な取り組み例 -3.人権 (2/3) -

ガイドライン事項

最低生活賃金の保障

各国・地域の法令及び従業員との契約に則り、最低賃金、時間外労働報酬（割増賃金）、その他福利厚生を保障し、正当な額の賃金を適時支払う。

長時間労働撲滅

各国・地域の法令及び従業員との契約に則り、長時間労働を撲滅する。

強制労働撲滅

本人の意に反した労働の強制を禁止し、またパスポート等の身分証明書や労働許可証を取り上げることで離職や移動の自由を侵害する行為を行わない。

具体的な取り組み例

- ✓ 所在国で適用されるすべての法令や規則を遵守する
- ✓ 各国・地域の標準的な生活を満たすことのできる水準の賃金（生活賃金）の支払いに配慮する
- ✓ 労働者に対し、給与明細などの文書化された手段を用いて、給与、有給休暇、法定給付等を適切に伝える
- ✓ 年間所定労働日数が法定限度を超えないよう、労働時間の把握を行い、また長時間労働が常態化しないよう勤務体制の検討を行う
- ✓ 1週間あたりの労働時間が法定限度内となるよう管理し、最低1日の休日、法令に定められた年次有給休暇を付与する
- ✓ 労働者が事前に合意していない時間の労働は禁止する
- ✓ 各国の法令もしくはILOの定めに従い、労働者に人材紹介手数料・関連する手数料を負担させない
- ✓ 雇用関係にある全労働者に対し、詳細を理解できる言語で作成された書面による契約書の締結を行う

ガイドライン事項と具体的な取り組み例 -3.人権 (3/3) -

ガイドライン事項

児童労働撲滅

15歳、義務教育修了年齢、各国・地域の最低雇用年齢の内、最も高い年齢に満たない者を労働に従事させることを禁止する。

結社の自由と団体交渉権

従業員による連携、団体の結成、団体への参加（及び辞退）、団体交渉をする法律上の権利を認め、その権利の行使に不利益が及ばないようにする。

具体的な取り組み例

- ✓ 児童労働を禁止する法令・国際規範順守を徹底するため、リスクの把握を行うとともに、研修・教育の機会を提供する
- ✓ 雇用時は年齢証明に有効な書類を基に年齢確認を行う
- ✓ 18才未満の従業員に、夜勤や残業、危険な条件での就労をさせない
- ✓ すべての従業員が脅迫または報復を受けることなく、自らの選択により労働組合を組織、加入できることを認めるとともに、差別を禁止する方針と手順を導入する
- ✓ 労働組合の設立や管理、運営、団体交渉に対し、いかなる干渉も行わない

ガイドライン事項と具体的な取り組み例 -4.製品の品質・安全性-

ガイドライン事項

製品の品質と安全性の追求

各国・地域の法令等で定める基準及び別途契約書等で定める基準を満たすよう、提供する製品・サービスの品質・安全性を担保する。また、問題発生時には、迅速な対応を実施する。

技術力の向上

研究開発体制を充実させ、継続的な技術力の向上に努める。

具体的な取り組み例

- ✓ 各国の法令や規則で定める安全衛生基準の遵守する
 - ✓ 品質・安全に対するマネジメントシステムを構築・運用し、PDCAプロセスを繰り返すことで、品質保証に関わる継続的な改善に努める
 - ✓ 問題が発生した場合には、解決に向けた迅速な対応を行う
-
- ✓ 社会的な期待や顧客・消費者のニーズに応えるため、技術力を向上させ、製品・サービスの開発や改善に努める

ガイドライン事項と具体的な取り組み例 —5.法令遵守・腐敗防止（1/2）—

ガイドライン事項

腐敗防止

汚職、贈収賄等のあらゆる腐敗の防止に努める。

競争制限的行為の禁止

各国・地域の競争に関する法令を遵守し、私的独占、不当な取引制限、優越的地位の濫用等の不公正な取引を行わない。

具体的な取り組み例

- ✓ 公務員等に対し、直接または間接を問わず、取引またはその他の利益を得るための不正な目的で、金銭や物品の贈答や利益の提供、またはその約束を行わない
- ✓ 業務円滑化のための、ファシリテーションペイメントは行わない
- ✓ 腐敗防止徹底のための方針と手順、教育体制を整備する
- ✓ 各国・地域において定められた公正な競争、公正な取引に関する法令や規則を遵守する
- ✓ 他社の営業秘密を違法な方法で入手したり、利用しない
- ✓ 製品の虚偽の表示や原産地、品質などについて顧客に誤認を生じさせるような表示は、不正競争にあたるため禁止する

👉 当社グループでは、「商船三井グループ腐敗行為防止方針」を別途定めており商船三井グループの事業活動に関連する、全てのビジネスパートナーの皆様にも、本方針を支持していただくことを期待しております。詳しくは[こちら](#)をご確認ください

ガイドライン事項と具体的な取り組み例 —5.法令遵守・腐敗防止 (2/2) —

ガイドライン事項

反社会勢力の排除

反社会的勢力とその疑いがある者との取引を拒否し、マネーロンダリングを含め一切の関係を持たない。

不正行為の予防・早期発見

不正行為を予防・早期発見できる体制を整備するとともに、通報にかかる情報の機密性及び匿名性を担保することで、通報者を報復の恐れから保護する。

法令遵守

各国・地域の法令を遵守し、社会規範に則った事業活動の遂行に努める。

具体的な取り組み例

- ✓ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」を遵守するとともに、人に対し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、みだりに金品等の贈与を要求しない
- ✓ 反社会的勢力を利用して事業を進めることはもちろん、あらゆる関係を持たない
- ✓ 社内や社外に不正行為に関する通報窓口を設置し、経営者が不正行為を早期に発見できるように努める
- ✓ 通報者の秘密を守り、適切に保護することに努める
- ✓ 不正行為には迅速に対処し、対応結果を適宜、通報者へフィードバックするよう努める
- ✓ 事業活動を行う国・地域で適用されるすべての法令や規則を遵守し、国際行動規範を尊重する
- ✓ 国内法と国際行動規範が相いれない場合は、国際行動規範を優先させた行動をとるよう努める
- ✓ 法令遵守のための方針策定、体制構築、教育を実施する

ガイドライン事項と具体的な取り組み例

－6.情報管理及び知的財産の保護－

ガイドライン事項

具体的な取り組み例

個人情報・機密情報の管理

各国・地域の情報セキュリティ（個人情報保護を含む）に関する法令を遵守し、機密情報を含む情報管理の徹底と、情報漏洩・流出の防止措置の実施、再委託先においても同様の要請を行う。

- ✓ 特定された利用目的の範囲内で情報の処理を行う
- ✓ 利用目的の範囲を超えた利用は本人の同意を得るなど、個人情報を適切に管理するための仕組みを構築し、運用を行う
- ✓ 個人情報漏洩が発生した場合は、速やかに関係機関・当社グループ担当者に報告し、被害の拡大防止を図る

知的財産の保護

知的財産に関しては、法令に則って適切な管理・活用に努め、第三者の知的財産権を侵害しない。

- ✓ 当社グループのノウハウや秘密情報については、指定された目的のためにのみ使用し、それらを管理するための適切な仕組みの構築や従業員への教育体制を整備する
- ✓ 第三者の知的財産権について、不正入手や不正使用など侵害行為を一切行わない

情報セキュリティ体制の構築

サイバー攻撃等の情報システムやネットワーク上の脅威に対する防衛策を構築し、自社及び他社に被害が生じないよう保護・管理する。

- ✓ 情報システムを通じて質の高いサービスを享受するためのルールを遵守し、情報漏洩などのリスク低減に努める
- ✓ 当社グループの取引等に使用するシステムにおいて、ユーザIDに紐づく認証情報は堅牢なものを使用し、管理を徹底する

ガイドライン事項と具体的な取り組み例

ー7.ステークホルダーとの良好な関係構築ー

ガイドライン事項

情報開示

ステークホルダーとの良好な関係性の構築・強化のため、社内外に対し、自社の情報を適切に開示して透明性と説明責任の確保に努める。

地域社会とのかかわり

各国・地域の文化、慣習、言語、その他社会的慣習を尊重し、事業活動による地域社会や人々への負の影響を最小化するとともに、地域社会の発展に貢献するよう努める。

具体的な取り組み例

- ✓ 情報開示内容には、事業活動の内容、財務状況、業績、ESG情報、リスク情報（例：大規模災害による被害、環境や社会への悪影響の発生、重大な法令違反などの発覚）、サプライチェーンに関する情報などを含む
- ✓ 情報開示に際し、記録の改ざんや虚偽の報告は行わない

- ✓ 自社の業務に関わるコミュニティに対し、実施可能な範囲で積極的な支援活動を行う
 （例）ボランティア、災害時における地域との連携、寄付活動、NPO/NGO などの活動支援、等